

令和5年度喜々津東小学校いじめ防止基本方針

この基本方針は、諫早市学校いじめ基本方針を受け、「いじめは絶対許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という意識を持ち、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や保護者との連携等をより実効的なものにして、児童の発達と成長を保障するための取組を定めるものである。

1 いじめの定義

「いじめ」を以下のとおり定義づける。

本校児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 本校のいじめ問題に対する基本認識

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の子ども観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などのすべての関係者がそれぞれに役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 校内いじめ対策委員会

(1) 目的

本組織は、いじめの防止やいじめの早期発見及び対処を実効的に行うための組織である。

(2) 内容

- ①いじめ防止等の取組を計画・実行・検証・改善の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめに関する情報や問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめに組織的に対応するための中核としての役割

構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、人権擁護委員（選任による）
(必要に応じて、担任・心のケア相談員ほか)

4 いじめ問題への対応について

(1) いじめに対する共通認識の確立

- ①「いじめ」の定義や重大性について教職員が共通認識し、全教職員が一致協力して取り組む指導体制を確立する。
- ②「いじめは決して許されない」「いじめは人権侵害である」「いじめは犯罪となりうる」ということを、あらゆる機会を通じ、発達段階に即して子どもにも理解させる。

(2) いじめの未然防止につながる教育活動の推進

- ①学級経営の充実を図り、児童理解に基づく指導や支援を行うとともに、支え合い認めあう言葉があふれる環境づくりを行う。(居場所づくり・自己肯定感の向上)
- ②道徳の時間を中心とした教育活動を通して、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした指導や取組を実践し、規範意識や思いやりの心の育成を図る。
- ③人権教育を推進し、子どもの中で上下の人間関係が固定化することを防ぎ、互いを認め合える人間関係能力を育てる。
- ④配慮が必要な子ども(マイノリティの立場にある児童も含む)に対する理解を進め、当該児童との情報交換を密にし、学校としての適切な対応を行う。

(3) いじめの早期発見について

- ①年度始めに「i-check」の結果からいじめリスクのある児童を把握し、対応について検討する。
- ②年に3回、「いじめアンケート」を実施し現状把握するとともに、気になる児童への対応について検討する。
- ③週に1回、「児童理解連絡会」を実施し、子どもの生活の情報交換を行う。
- ④特に気になる案件については、「現状報告会」を実施し、管理職、関係職員による情報交換を行う。
- ⑤心のケア相談員や特別支援補助員と連携し、情報収集や相談体制を整える。
- ⑥PTAや地域の関係団体と連携・協働する体制を築く。
- ⑦学校以外の相談機関(親子ホットライン等)についての周知を行う。

(4) いじめに対する措置について

- ①いじめを疑う案件が起きたら、担任が中心になって関係者の話を聞き、事実確認を行う。また、アンケート調査により聞き取り対象者の絞り込みを行い、情報を収集する。
- ②いじめを確認したら、いじめ対策委員会を開催し、対応を協議する。
- ③いじめを受けた児童を全教職員で保護するとともに、いじめを受けた児童に寄り添える体制を作る。
- ④いじめを受けた児童の保護者に確実な情報を伝え、今後の調査や対応について協議する。
- ⑤いじめた児童には、毅然とした態度で指導を行う。また、その保護者へも事実を伝え、いじめ解消と立ち直りに向けて継続的な助言をする。
- ⑥「観衆」にあたる児童に対しても「いじめ撲滅」の観点から指導を行い、みんな支え合う学級風土づくりを進める。
- ⑦いじめが解消したとみられる場合でも、経過観察し、必要な指導を行う。

(5) 重大事態発生時の対処

- ①重大事態と思われるいじめが見つかったときは、「いじめ対策委員会」を開催し事実確認や調査の方法を検討する。
- ②いじめについて担任や生活指導主任など複数の教職員で事実を調査するとともに、アンケート調査により情報を収集する。
※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な時は、いじめを受けた児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し質問紙調査や聞き取り調査等に着手する。
- ③「いじめ対策委員会」を開催し、調査及び情報により重大事態が認知されたら

市教育委員会に調査の報告を行う。

④市教育委員会と連携を密にするとともに、いじめの解決に向けて校長がリーダーシップをとって具体的な方策を実施する。必要によっては、警察の生活安全課との連携も図る。

⑤いじめを受けた児童にとって重大な事態が起こった場合は、事態の背景を調査する。その際、いじめを受けた児童の尊厳を保持しつつ、経過を丁寧に検証し再発防止策を講ずることを目指し、当該児童の保護者の気持ちに十分配慮しながら調査を行う。

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・当該児童の保護者に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、調査結果の公表に関する方針について、当該児童の保護者との合意を形成する。
- ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。そのための窓口を教頭に集約して対応する。

(6) 保護者（PTA）との連携

- ①「いじめ防止基本方針」について説明し、理解を図る。
- ②いじめ等についての情報交換をする。学校評価等で情報を共有する。
- ③いじめが起きたときは、PTA会長を窓口連携を図り、ともに対処する。

(7) 地域との連携

- ①学校支援会議等で「いじめ防止基本方針」について説明し、理解を図る。
- ②学校支援会議を通して、いじめ等の情報交換を図る。
- ③学校評価の中で、学校の取組への意見をいただく。

(8) 関係機関との連携

- ①いじめに関する情報交換や対処についての研修等を実施する。
- ②いじめにおける重大事態が発生した時には、市教育委員会に報告するとともに関係機関と連携して、解決に向け対処する。

(9) 職員の資質向上

- ①研修等により教職員のいじめ問題に関する指導力を向上させる。
- ②子どもの様子に対する気づきを伝え合う機運を高め、相談しあって解決する体制づくりを進める。
- ③i-checkにより児童の実態を客観的にとらえるとともに、引継ぎ等の機会を利用して、データを読み取ったり対策を考えたりする能力を高める。

【年間計画】 児童理解連絡会は週に1回実施

4月	いじめ防止基本方針の確認、家庭訪問(保護者面談)
5月	PTA総会での説明

6月	東っ子のころを見つめる教育週間、学級懇談、学校支援会議
7月	いじめアンケート① いじめ対策委員会 保護者面談
8月	平和集会
9月	学級懇談
10月	
11月	いじめアンケート② いじめ対策委員会
12月	人権週間・集会、個人面談（必要に応じて）、学級懇談
1月	学校評価
2月	いじめアンケート③ いじめ対策委員会、学校支援会議
3月	